

保育かながわ

神奈川県保育会々報 第9号 1970.9.3発行

第14回 全国保育研究協議会 特集

歓迎のあいさつ

神奈川県保育会長 望月 正道

第14回全国保育事業研究協議会が本県において開催されることになりました。遠くは北海道から九州の果てまで全国各地より、多数同僚の方々をはじめ保育関係者が一同に会して、当面する保育問題について研究協議す

ることは時機に適した極めて意義のある集いと存じます。

私ども、本県保育関係者は各位のご来会を心から歓迎いたします。せっかく遠路お出で下さいましても十分なご歓待もできず、諸事

もくじ

歓迎のあいさつ	神奈川県保育会長	望月 正道	1
あいさつ	神奈川県知事	津田 文吾	2
あいさつ	横浜市長	飛鳥田一雄	3
～座談会～ “神奈川の保育の歩み”			3
育ての心	みどりの家愛児園長	安部 龍巖	8
45年度神奈川県保母会について	神奈川県保母会長	柳瀬 効子	9
公立幼稚園設立について保育園の立場から	酒田保育園長	露木 広吉	10
乳児保育園の問題点	向丘保育園長	山浦みよき	11
富士学園が完成			12
無認可保育所実態調査概況			13
～切なる要望～保育所給食を完全給食に	みどりの家愛児園長	安部 龍巖	14
昭和45年度における民間保育所に対する法外扶助（市単）について	ことぶき保育園	藤田 保夫	14
神奈川県（横浜市を含む）職員待遇改善委員会のとりくみ方について	ことぶき保育園	藤田 保夫	19
編集後記			22

不行届であります。幸にして天下の景勝地箱根、文化の香り高き小田原を会場として開催されることになっております。

できればこの機会を利用して、観光視察等も敢行されて、明日への原動力を培っていたいと存じます。

小田原評定という言葉がありますが、あまりにも有名であります。何を相談しても、いつまでも、まとまらない代名詞のようにいわれていますが、このもとを深くたずねてみると、悪名どころか善政の一端であることが明らかであります。実は民主主義の發祥地とも

いうべきであります。小田原藩は封建時代にもかかわらず評定表をおいて民主的に議事の運営をはかったといわれています。独裁專制をさけ民意を尊重されたことは実に先見の明があったといつても過言ではありません。

本大会も全国の与論を背景として研究協議が運ばれるならば、小田原評定の真意を發揮することになると信じます。こいねがわくは、終始ご熱心にご研究の上実りある成果を期待してやみません。

一言のべて歓迎の辞といたします。

あ い さ つ

神奈川県知事 津 田 文 善

第14回全国保育研究協議会が本日からいよいよ3日間にわたって本県で開催されることになりましたことはまことに喜びにたえずご来県の皆様を心から歓迎申しあげます。

保育事業に対する国民の関心は近来ますます高まっておりますが、これは経済の高度成長を背景にした婦人労働力の需要増大や社会構造の変化などによるもので、それだけに、保育所に対する社会の期待と要望はきわめて大きいものがあります。したがって、保育事業関係者としてはこの事業の社会的責務の重大さをあらためて認識するとともに私たちの周囲に横たわっている問題、例えば保育所と幼稚園との関連、施設経営に関すること、あるいは公害問題等、複雑な諸問題に積極的に取り組み、対処して行く心構えが必要であると考えます。幸いこの大会で、全国の保育事業関係の皆さんのが一堂に会してこれらの課題

について熱心に討議解明されることはまさに時宣を得たものであり関係者として喜びにたえない次第です。

本県は過密都市の傾向が著しく、そのため住民福祉のうえで解決しなければならない多くの問題が生じており、従来から重点事業の一つとして保育所の整備拡充や保育所経営の充実は申すまでもなく、大都市に適応した保育内容を強化し社会の要求にこたえるべく努力しておりますが、この大会の成果は県の保育行政に大いに寄与することと存じます。

どうかこの全国大会で保育所に関する今日の課題と将来における保育事業のあり方を究明されまして、児童福祉の向上に大いに意義ある大会にされんことをご期待申しあげます。おわりに、皆様のご健康とご発展を心からお祈り申しあげごあいさつといたします。

昭和45年9月3日

あいさつ

横浜市長 飛鳥田 一雄

1960年代は内外共に激動し、私たちはいろいろな事件にゆきなり受けられました。

保育所の問題をとりあげてみましても数々の問題が起きましたが、皆様方のご努力にもかかわらず解決への道は未だ遠い感があります。

本市におきましても公立保育所の設置を始めとして長時間保育、0才児保育、企業内の保育所、無認可保育所等々70年以降に取組まなければならぬ課題が山積しており、そ

れ以外の保育の問題もますます多様化、多面化して来るものと考えられます。

たまたま第14回全国保育研究協議会をこの激動する70年代のトップを切って神奈川県と共に開催することになりましたが、相集う日は短かくとも、皆様方全国の保育関係者が日頃の研究や貴重な経験を基にして充分討議をつくされ、明日の保育のために立派な成果をあげられることを期待して止みません。

座談会

"神奈川の保育の歩み"

とき……昭和45年8月3日

ところ……県社協

語る人……司会 望月 正道（県保育会長・宝安寺社会事業部理事長・

（順不同）

小田原愛児園長）

田中 信夫（前 県児童課長）

平野 恒（横浜女子短期大学学長）

鈴野延太郎（養護老人ホーム白寿荘寮長）

富田 レイ（湘南福祉センター理事長・平塚保育園長）

小川 稲子（横浜トキワ保育園長）

望月会長 神奈川の保育については、今日全國に着目されているということは事実のようです。しかしながら、これまでに至ったにはそれ相当の歴史的経過があってのものであり、施設側の努力もさりながら、指導に当られ、側面からあらゆるかたちで援助

の手を延べられた、神奈川県当局の並々ならぬ苦労が実って今日あるものと信じます。

そこで、現状を直視すると共に、過去をよくみつめ、将来を展望することが極めて意義あること思います。

明治の末期から大正にかけて、神奈川の

保育がどんな姿であったか、永く県におられました、飯野先生にお話し願いたいと思います。

鈴野先生 古いことになりますので大分忘れていて十分お話し出来るかどうかわかりません。大正12年の関東大震災の前には保育所としては5ヶ所ありました。二宮先生の相沢託児園、中村愛児園、渡辺先生の横浜保育園、上郎先生の浦島保育園、横浜市當富士見町託児所であります。

これが全部つぶれてしまったわけです。この復興には半年から1年かかりました。当時、内務省で金を出してくれたのと、大震災援護会というのがありそこからの金で復興いたしました。急造のバラックで子どもを収容したのですから関係者も大変苦労されました。

その後、大震災を契機として県営の託児所をいくつか造りました。これは震災で痛手を受けた人々が復興のために働かなければならぬので設けたわけです。県立蒔田託児所、保土ヶ谷託児所、横須賀の稻岡託児所、田浦託児所、川崎の貝塚託児所、小田原万年町に小田原託児所と12年12月から翌年3月頃までにそれぞれ開設されました。

まいた託児所と小田原託児所では幼児だけを扱っていたのでは始まらないので、看護婦をたのんでそれで乳児も扱うようにしました。その他の所でもともと思いましたが思うように看護婦さんがみづからず幼児のみ扱っていました。

震災の復興ということで県営で始めましたがいつまでも県がやっていることは好ましくないとの方針が出され、民間にその經營をお願いすることになり、蒔田は總持寺へ、保土ヶ谷は愛國婦人会へ、貝塚は川崎市へ、小田原は四恩会育児院へとそれぞれ

移管しました。

会長 ただ今お話しにありましたように震災の復興のために沢山の施設が出来たわけですが、中村愛児園に古くから関係しておられました、平野先生その頃の様子をお聞かせ下さい。

平野先生 社会事業のぼっ興をみるといざれも災害直後に始められているということは歴史的にもはっきりしていることですが、その当時の施設をみると、誠に貧弱なバラックであり、又従事していた人たちも資格のある人はいなかった。ただ子どもが好きだから保母をやっている程度のものでした、たまたま幼稚園の教諭の資格のある人があればそれこそ上上の部がありました。託児所として出発したのだから無理ないとは思いますが……

会長 東京を中心として、横浜、小田原と災害のひどかった地域では、焼土に立って、これを復興するには、手足まとまる子どもをだれかみてくれなければ、自分の家も建たないありさまでした。このような中にあって神奈川県が積極的に施設を造られたことは、本事業が後日大成した遠因ともいえると思います。

その当時保母さんとして、実務についておられました小川先生のご感想はいかがでしょうか。

小川先生 私、横浜保育園におりました。助手として孤児院の娘さん8人が手伝ってくれ、朝は4時になると早い子どもはつれられてきます。夜も7時頃になる子もいました。不平も云わざよく働いたものだと思います。住み込みで働いておるのですからどうしても無理をしてしまいます。疲労と栄養失調で目が見えなくなったりもありました。

当時は物もなかったのですが又水も不足

していて飲み水にもことかくくらいですから風呂などはほとんど入らない。子どもたちの頭はシラミで一ぱいでした。ノミ取粉をふりかけ、酢で洗ってやるシラミ取りが毎日の大事な仕事の一つでした。

お弁当はと申しますと、米と麦の半々のおにぎりだけです。今日は大ごちそうですよという子は白砂糖がかけてあるだけでした。それでも大喜びで食べてました。

保育料は一日2銭持ってくれればよかったのですがそれでも今日は忘れたとかなんとかいって払わない子どもが沢山いました。中には父親がみんな酒を飲んでしまうので払う金がないとなげく母親もいました。

会長 震災後の施設経営も大変ありましたが、その中に働く保母さん達も並々ならぬ苦労があったにもかかわらず、住民のためにその期待に応えて保育してきたことは頭の下る思いです。

このような中にありますて、当時の補助金などについてはどのようなものがあったかお伺いしたいと思います。

鈴野先生 補助金としてはたいしたものはないのですが、内務省の管かつでしたのでその補助金と、皇室よりのご下賜金、県費補助などいずれも微々たるものでした。したがって経営者が自腹を切っての運営がなされたわけです。この点大いに感謝しなければなりません。私達も各方面から金を1銭でも多く集め施設の方に配分しなければならないので随分と苦労はしました。

平野先生 私どもの相沢保育所は年間経費が1,800円、中村愛児園は2,200円で、内務省の補助は200円、それと優良団体補助で官内庁から皇室のご下賜金が100円、その多諸団体からも助成金がもらいました。

会長 人間愛とか、ヒューマニズムに徹した人達が止むに止まれぬ心情から出発したも

のであり、金はなくとも、やらねばならぬの信念だったんですね。

平野先生 当時、事業をする人は保育をするかたわら、授産の仕事を併せてやる人が多かったです。母親に働いてもらいたいせめて子どもだけは十分食べさせてもらいたかったのでしょう。賃金も安かったですね子どもの弁当も白砂糖をかけば上等という位ですから、なんで栄養をとるか、給食が少しでも出来たらと思い、1銭かけるとみそ汁が出来ましたのでこれを食べさせました。これが給食の始まりでしょう。

会長 このような中においていち早く、保母養成の仕事にとり組まれ、日本の先駆的な歩みを続けてこられました平野先生にその模様をお願いします。

平野先生 保育の仕事をしていく一番困ったことは、先生がやめてしまうことでした。なれた頃になるとやめて行かれる。そこで職員養成をしなければと思い、昭和15年から始めました。その頃は支那事変の最中で軍事援護会よりの助成金もあり、とくに戦争未亡人のために保母としての教育を身につけさせるためにという大きなねらいがありました。

国で職員養成を行ない出したのは大分あとからでした。その当時どんなことをしてきたかといわれると、一寸はずかしいですがとにかく保母の養成にとりくんできました。

会長 その当時を回想してみると、法律があつたわけではなく、やらねばならぬで努力したのですね。

それから戦争がはげしくなり、戦時中の保育について鈴野先生いかがでしょう。

鈴野先生 戦時保育所についてお話しします。昭和7年～11年にかけ段々と応召されて行く人が多くなり、農村では婦人が中

心になって農作業をしなければならなくなっていました。そのために農繁託児所とともに共同炊事が奨励されたのですが、それをやる人をみつけなければならなくなり横浜あたりからその人を探し養成しその人に連れて歩いて各地を巡回指導いたしました。県では衛生課でよく面倒をみてくれました。栄養学校を出た人に指導してもらいその後、民生委員やら、お寺の坊さん達が協力してくれるようになつたのでどこでも開設することができました。

しかし戦争末期には1ヶ所に沢山の子どもを集めることができ危険になり止めた所もありましたが、戦争中の労働力を補ぎなう意味で相当期間続きました。

会長 食糧増産に大いに貢献した戦時保育所について、平塚の富田先生なにかありましたらお願ひします。

富田先生 戦時保育所は平塚にもありました。設備なんかどんなでもよい。とにかく始めろというようなことで色々苦労しました。食糧事情も相当悪化していて、切符がなければ食べ物が手に入らないときですから子ども達におやつやお弁当をやることでとても困り特配を是非と役所へ再三交渉に行きましたが仲々思うようにはまいりませんでした。反対に第一線の苦労を知りなさいといわれたりしましたが、私たちも次の時代の子どもを育てているのだからと、それは真剣にくいさがったものです。むづかしい理屈は良くわかりませんでしたが、私達もこの仕事をとおしてお国の為につくしているのだという信念で精一ぱい体当たりでぶつかりました。

会長 私の所でも小田原の山王地区に日の丸保育園を作りこの地区の人達に大変感謝されました。

又昭和15年に給食を始めました。その

頃栄養失調の子どもが多くなるし、買いたくも食糧が買えないで県、市にお願いして特配でやったものです。

平野先生 戦時中でも県のきも入りで職員の現任訓練をされたということは誠に当を得たことだと今も記憶しています。

会長 それでは次に敗戦後の保育界はどうであったかにつきまして……

平野先生 私どもの所は全部焼けましたのすぐには始まりませんでした。敗戦後何々から手をつけようかといいますと、第一に引揚者の援護が一番先でした。浦賀に外地から続々と上陸し、行先のない人は金沢八景の所に沢山おりましたー当時県内の社会事業関係者10人が相寄り この人達の面倒をみたわけです。私共は海軍の大きな風呂場を使い、引揚者の子どもを主として保育しました。後に皇后陛下もおいで下さいました。それでことは2年位で整理し、あとを同胞援護会の方におまかせいたしました。

昭和22年に児童福祉法が制定され、今まで内務省の中にあった仕事が厚生省となり児童局が出来独立したことはかっき的な出来事であり、大きな喜びがありました。会長 児童福祉法が出来た前後のことわざにありますでしょうか。

富田先生 制定当時私自身としても不安で、もうやっていく気がしなくなり、そっくり市役所へ持って行き、公立でなんとでもして下さいと投げ出しまい、当分休んでいました。

その後保母の認定講習会などがあり色々と四脇の状勢やら、児童福祉法の違反とする所を聞いたりしてその後再開しました。

平野先生 憲法85条により、民間に対する助

成の途が打切られたことは大変ショックでした。今まで頼りにしていたもののがなくなり、代って児童福祉法でやって行けるだろうかと随分危ぶんだものです。

会長 児童福祉法が出来たがまだ盛んに青空保育所でもよいからと、設備などなくしても認可した時代がありました。その後最低基準なるもので段々と締めつけられるようになったわけですが……

本県では歴代の児童課長さんの熱意で、とにかく日本一といわれる位になったわけ

です。大いに感謝しなければならないことです。今日又、空前絶後といわれるまで飛躍的前進の途を開いて下さった、田中児童課長さんにおいで願っていますので、県当局の考え方などお話を聞いてみたいと思います。

田中児童課長 児童福祉法を熟読がん味してみると、実にこの上ない理想をえがいたものと判断いたします。戦後25年たった今日でも理想と現実とにはかなりのギャップがあります。これを敗戦後の日本にもって来たのですから、先輩各位の苦労が目に見えるようです。

法のいう責任の所在は、国であり、県であり、市町村にもあり、又国民1人1人にあるわけです。みんなが力を合せなければ実現出来難いものであります。

國も法できめたとおりには金も出しません、したがって県もそれに準じておればよいでは、この福祉法の向上ということはおぼつかなくなってしまいます。理想と現実のギャップを埋めるためには、県が率先してやらなければならないと覚悟をきめ、緊急保育所整備計画を立て、初めは^予補助をし42年には3割、43年には4割、44年には5割補助にふみ切ました。國の責任を県が肩替りしたわけであります。これには相当の反論もありましたが、日頃知事は大県

としての先導的な役割を各般の中で生かせとの持論をもっておられるのでこのようなことが出来たわけです。ここで今一つの特色は、県のみの独走でなく、市町村と二人三脚で行こうということです。児童福祉に対する姿勢の中でとかく県は頼られがちです。しかし責任は市にも町にもあるのだ、今更県は責任を持たないとは言わない。県も大いに持ちますから市や町でも片棒になって下さい。そして共に力を合せて児童の福祉を考えましょうということで、市町村にも立ちあがっていただきました。

次に経常費については、委託費であるから必要なだけは今後出したいと思っています。民間の場合、人件費等の管理費については抜本的対策を講じないとやがて行ってしまいませんか?……

それから民間保育所については特別経営事務費を1割出すこととし、今後これについても増額を予定しています。

会長 県当局が積極的な施策を打出しておられることはお聞きのとおりです。この他にも20項目にも亘る助成があり関係者一同大変喜こんでいます。

平野先生 これは特筆すべきことですが、現在、無資格保母の解消に大変力を入れておられ毎年20日間という長期にわたる職員の現任訓練を無料で実施しておられる。その他保母の養成機関に対しましては、県費で5,500円國の1,500円を併せ7,000円の助成をしておられます。その他、

入学時10万円、2年進級時5万円と大変なものです。

又本県の保育会、保母会はともに単なる親睦団体でなく、実によく研究をしています。これらもその裏付けになるものがあるからこそ出来るのだと思います。

会長 以上過去の状況について色々と話していただきましたが、神奈川の保育の70年以後のビジョンというようなものについて先生方のご意見をうけたまわづと思ひます。

平野先生 1950年の保育所運営要領にも施設長、保母の人格、資質の向上ということが強調されていました。今日物質的には大変恵まれています。これからは、社会福祉従事者の精神的向上こそ大切だと思います。

田中課長 施設長の中にも多少の異分子がふくまれていることは事実ですが、子供の側からすれば、当然資格のある人格高潔な人のもとに保育されることが最高の幸せでしょう。今日子どもの幸せを守ろうと、地域社会も公も強力に推進しているので必然的に施設の運営もよくなつて行き異分子も段々減って行くことと思います。

鈴野先生 県が財政的援助をがっちりとし、平野先生が、人的資源の養成に万全を期しておられるので神奈川の保育は実に明るいですね。

田中課長 児童福祉事業が名実ともに魅力のあるものにするには、今後人事管理、特に給与については本気になって取り組まないと段々若い人がついてこなくなります。

平野先生 施設長はもっと飛躍しなければいけない。時代を正しく認識し、労務管理にしても、だれがなんといってこようと、これはこうなんだといえるものを持っていかなければならぬ。職員の待遇、児童の待遇にも今一段の研究が必要だと思います。

会長 神奈川の保育については総体的に明るい見通しというような結論が出たようですが、まだこまかに所に入りますと、乳児保育の問題、長時間保育の問題、経営者と職員との労使問題とまだまだ真剣にとり組まねばならぬものは沢山あります。この他根

本的な問題としては中教審の幼保の関係、これらも児童を中心に考えねばならんことと思います。最近よく云われることでシンクタンクという言葉があります。この頭脳集団の活用で今後の問題点を十分研究していく必要があると思います。本日は大変有難うございました。これで終ります。

文責・伊藤祐信（厚木市立保育所長）

育ての心

自らもつものを育たせようとする心
それが育ての心である。

世にこんな楽しい心があろうか。
それは明るい世界である。

温い世界である。
育つものと、育てるものが、
互に結びつきあって、相樂しんでいる
心である。

育ての心は、相手を育てるばかりではない。

それによって、自分も育てられてゆくのである。

教えるのみで、育てを忘れている教育。
親も、教育者も、
そして保育者も、この育ての心を胸にとめて、
やがては新しい世代をうけつぐ
こどもたちを
愛らしく、すこやかに育てよう。

（小田原・安部）

45年度神奈川県保母会について

神奈川県保母会長 柳瀬 効子

45年度県保母会活動の目標

県下の新設保育園の増加により今年度は会員数も約1200名となった。乳児保育、長時間保育の要望の声は益々高くなり、併せて県下の企業内保育所も続々と設置されて行く現状から、保母の給与、労働条件等を実態調査を実施して検討することになった。又保母も研究、研修に励み資質の向上を更に目ざして努力して行き、無資格保母をなくする事を申合せた。

県保母会は県下を12ブロックに分け、地区保母会を組織している。

川崎市・藤沢市・茅ヶ崎市・横須賀市・鎌倉市・逗子市・平塚市及び中郡・小田原市・足柄上郡 及び足柄下郡・県央・相模原市

地区保母会会長は県保母会役員となり、会長、副会長、会計、庶務を選出する。

本年度役員 会長 柳瀬効子 副会長 清水哲子 会計 佐藤喜代子 小星寿子

庶務 尾島富美子 田中節子 役員 露木カヨ子 鶴山マサ子 宮田丈乃
石井直子 清水蓉子 南雲せつ子

45年度事業計画

収入として 県費補助金	¥ 300,000
横須賀市より体育祭助成金	¥ 50,000
会員会費 1人540円×1200人	¥ 648,000

998,000円

1. 保育内容研究会

地区保母会より1名の研究委員を選出し毎月1回研究会をもつ。本年度は昨年度の継続研究として「3才児の研究」をする。

2. 乳児保育研究会

地区保母会より1名の研究委員を選出し毎月1回研究会を開く。地区にもどり実践に移し研究する。

3. 県保母会中央研修会を年間1回中央で開く

4. 地区保母会研修会に県保母会より助成する

本年は6ブロックにまとめ絵画の指導と鑑賞について研修をする。

5. 体育祭

第6回体育祭を本年は横須賀市の好意により市立夏島小学校校庭で10月18日に開催する。

6. 保母のつどい

第6回保母賞授与式後保母のつどいを催し楽しい集いとし旁々社会に保母のアピールをする。

7. 神奈川県保育大会を県保母会と共に研究発表ならびに討議をする。

8. 第11回関東ブロック保育事業研究大会に参加研究発表と意見提案する。
9. 第14回全国保育研究大会では地元保母会として運営の手伝いをする。
10. 第4回全国保母研究集会 に開催地として参加協力をする。
11. OB保母会と県役員会との合同研究会を年度末に催し保母会活動の反省と前進を計る。

以上

公立幼稚園設立について 保育園の立場から

酒田保育園長 露木広吉

明治時代学校令が布かれて、小学校就学前の児童に対して幼稚園が生れた。有識者又は生活に余裕のある家庭児の教育が行われた。当時高僧や慈善家によって乳児特に恵まれない児童を救済するため乳児院の設立があったこの乳児院が前身になって今の保育所が生れたかの感がある。こんなことから自ら教育上幼稚園が保育所に優先的に考えられるようになったかと思う。今日文部、厚生両省の協議によって教育指導要領も同一になって教育内容の充実進歩体力作りにも格差がなくなった今日文部、厚生の両省で頭が違っているにしても何れが教育上優先など考えることが無意味である。然し45・5・20日読売新聞夕刊が誤報にもせよ「幼稚園大増設」の記事が公報されたことは教育上幼稚園が保育園に優先の感を多くの読者に与えたことは由々しい大事であり遺憾千万なことで、大いに排撃すべきだ。

過去の太平洋戦争は色々の教訓を残した。一面民主主義の人間尊重、男女同権の時代を生んだ、児童憲章の精神で

児童は人として尊ばれる

児童は社会の一員として重んぜられる

児童はよい環境のなかで育てられる

家庭で保育に欠ける児童は市町村長の措置権

によって保育所に収容されることになって誠に喜ばしい事である。然し一面東京都知事の美濃部さんが云われたとか保育所は財界の発達した今日は労働行政の一環とした存在である、これは児童憲章の人間尊重（児童尊重）の考え方からの保育所のあり方から見れば残念である。これは一面の見方としては止むを得ないことかも知れないがどこまでも児童尊重の精神から保育園制度を考えたいものである。教育上人間形成が2、3才児時代に出来るところから又実際教育家からの叫びが強調され児童教育の必要性が高く評価され全国的に保育所の設立が急に普及されたことは喜ばしい現象である。

又義務教育が5才児の幼稚園へと年令引下げが叫ばれて幼稚園増設の声が高い様だ。数年来幼稚園、保育園経営者の立場から、同年令の児童を収容するので通園上地域が自然限られるので適正配置が望ましい。保育園としては2Km以内の個所には保育所は認可されない制度はあるが幼稚園に対しては無関係の姿である。これでは保育園と幼稚園については適正配置は行われない。

最近各地に公立幼稚園設立の傾向があるようだ。公立幼稚園が急増されるとなると保育園としては幾多の問題が起ってくる様に考えられるが、紙面の都合もあるので、公立幼稚園と私立保育園について父兄負担だけにしぼって考えてみたい。

一般的にみて公立幼稚園は習慣上保育料の父兄負担が1ヶ月800円から1,000円止りであるから給食費を入れても2,000円程度

である。1人当たり保母（職員）の給料手当庁費等で大約4,000円程度になる。したがって約2,000円程度は町村の公費で補われることになる。父兄から見れば4,000円が2,000円ですんで安い幼稚園と云うことになるので入園しやすくなる。

保育園は児童の処遇が向上すればするほど措置費が高くなつて保育料の徴収基準D²以上はどうしても4,000円以上の保育料が父兄負担になるわけだ保育園の保育料はD²以上になれば高い保育園ということになる。

保育料の面だけで見ると父兄は敏感であるから安い公立幼稚園に入れたがって高い私立幼稚園や私立保育園に入れたがらないことにな

り入園児の激減となつて経営困難になると考えられる。そこでこれが対策として保育料の徴収を約2,000円として残り約2,000円を市町村の公費で助成金として支出して貰うことが妥当である私立保育園としての市町村長の措置権による児童を収容する施設では半民半官である立場当然である様に考えられる。然しこれが行われる様にするには将来大運動を起さなければならないと思う。

現在でも公立幼稚園と公立保育園を経営する町村で保育料を約2,000円程度で行なつてゐるところが相当ある。尚公立幼稚園があつて私立保育園に対して助成金を相当額出しているところもあるのは結構な傾向である。

乳児保育園の問題点

川崎市向丘保育園兼 山浦みよき
向丘保育園長

当市の乳児保育園は約10余年前から開始されました。0才児保育は皆無に等しい当時から市当局は勿論、現場の職員は種々開拓の道を歩いてきました。いくつかの問題は次々と解決されましたか次の点は今後共、大きな問題として根本的な解決をせまられていくことと思われます。

①施設職員の人事、労務管理と雇用問題

現在の当市の構成は園長、保母（0才児3人に1人の担任保母、1～2才児は6人に1人の保母、その他1名の増員保母）看護婦、栄養士、用務員、パート保母の職種が働いています。開設当初から考えると大変労働が軽減されてはきました。とはいっても0才からの幼い子供たちの保育は瞬時も気が許せませ

んので全員がお互いの仕事を尊敬し信頼して保育にあたらなければなりません。この為には職員の健康が第一で子供に対する愛情ある保育を要求されます。保母以外の中に初任者は仕事が理解できず保母優先だと不満をもらす看護婦や栄養士も時にはありますので保母ではなく保育が優先だということを理解するよう話し合って理解してもらうこともあります。

最近は公立幼稚園が増設され労働差が大きな問題となっています。保育資格と幼稚園教諭資格を同一人に与えられる現状では保育園特に手のかかる乳児保育園に希望して採用される人は年々減っていくのではないかでしょうか。しかし私の園では年度末の組替え希望を出す様にという時に乳児保育園から幼児（隣接（同敷地内にあります）の保育園へ希望してもよいのにかかわらず年度はじめ乳児を担任して困ったりいやだと思った保母でも1年間赤ちゃんを保育してみると、すっかりその魂力にとりつかれてしまい誰ひとりとして毎年幼児の職員になりたがらないのです。これ

は赤ちゃんの日々成長する力がいかにも顕著で若い保母にとって毎日が人間の原型をみている様なたのしさと驚きがあるからだと思います。ねむりとミルクとおむつかえの三つが最も大切な3ヶ月頃の赤ちゃんは5ヶ月頃になると本当に若葉が日一日とのびる様に成長します。それらは何とも云いようのない生きる人間、成長しつづける赤ちゃんの美しさと愛らしさです。それにとりこにされれば大小便のおむつの世話は何でもありません。時々私は思うのです。こんな素晴らしい表情や言動を本当の父や母がみられないなんて何という勿体ないことか夏休みでも登園させたいという教師の母親はこの喜びを知らないのだろうかと。

そうは言っても保育はいい時ばかりではありません。

②病気になった園児と母親の勤務

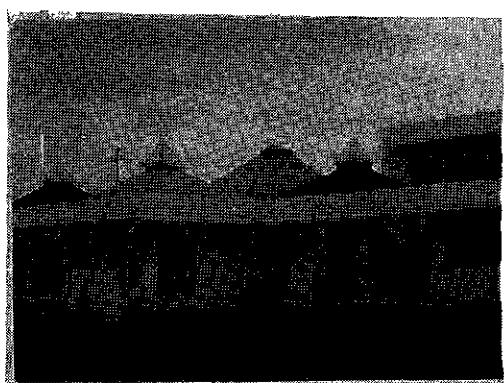
小児伝染病の種類は医学書をみるとなく非常に多く又強力な伝染力をもっています。このため1人の発病児でも登園させられませんから母親は勤務にさしつかえ子供と勤め先との間にたって大変な苦境にたたされます。

病児保育が呼ばれたことがありましたが病気の時の看護は母にまさるものがないのです。物云わぬ赤ちゃんが泣声もかすれる程不安停な状態では私達は責任をもって保育できません。それでは母親の職業と両立する様な方法はどんなものでしょうか。病室と医師の問題が大きな壁ですがどこからも真剣にこれについて論じられていません。根流に母は家庭にかえれとか0才児は母が保育すべきとかの考え方方が世間一般にあるからです。保育所にあすけている家庭の中に特に父親の中にもこの考え方方は根強いのです。だからといって家庭にかえれない母親と社会が求めて働いてもらわなければならぬ母親のためには現状のままでよいわけがありません。そこで集団で

保育して各種の伝染病に感染し次から次へと休まなければならない子供の為に育児休暇制度の確立も一つの方法だと思います。経済的な育児手当等の裏づけがすべての母親に与えられれば尚有効だと思われます。しかしこれは母親の職業的レベルの低下とか第一子につき第二子のためにも利用するとなると母親自身の大きな努力が当然要求されるわけです。教職員、看護婦等の職にある人は勿論私たちの身近かに保母をしている人の場合を考えみれば身にしみてくる問題です。筆舌につくしがたい労苦を心身共に負ってしかも男女対等に又自分自身にも良心的に働いている本当の職業婦人の母親を国も私たちもっと積極的に考え具体策を打ちたてたいと思います。たしかにあまり必要性がないのに0才児を保育所に入れることは私は賛成できませんが必要のある人のためには不安な点を解決して全力を職業を通じて社会に応えてもらいたいと思います。

全国から期待

富士学園が完成



全国でただ一つの精薄幼稚専門通園施設が成田に造られました。これは「知恵遅れのこ

どもたちにも集団で楽しい療育の機会を」という、小田原愛児園の経営者望月正道さん親子の長い間の計画によるものです。今まで知恵遅れのこどもたちは保育所や小学校にも行くことができませんでしたが、これによって楽しい集団生活ができるようになりました。

富士学園は、まわりを畑にかこまれ、西に富士を仰ぐ、環境に恵まれた一部鉄筋二階建てのモデル施設で、欧米の施設にも負けない設備を整えており、こどもたちを養育する保護者の期待は大きいものがあります。

同学園は、幼児専用のマイクロバスで子どもたちの送り迎えをし教室は十人単位の小人数制で、個人の生活能力、社会性を伸ばすことを重点目標にしています。定員は40人であり、小田原市や近接の町に住むこどもたちが通園することになりました。

総工費は、4千4百万円、そのうち国や県から1千4百66万6千円、市から8百62万5千円、共同募金から3百万円の補助があり、残りは自己資金によってまかなわれました。

この学園について、くわしくお知りになりたいかたは、成田536 富士学園
(電話~~04~~4636) または福祉事務所(電話~~04~~1111)か小田原児童相談所(電話~~04~~0388)におたずねください。
(小田原広報から転載)

しかしながら無認可保育所と呼ばれている保育所が市内に散在し、児童の福祉上いろいろな問題をかかえていると推察される。

今回横浜市社協では、市内の無認可保育所の実態調査を行なった。

予備調査は6月1日から20日までとして民生児童委員及び民間公認施設長の手で行なわれ次の結果を得た。

私立保育所	32ヶ所
職場保育所	31ヶ所
団地その他の共同保育所	10ヶ所
計	73ヶ所

その結果に基き、7月15日から25日の間横浜女子短期大学の学生によって、全施設に対して次の調査項目により、面接調査を行なった。

- (1) 基本事項(名称、所在地、設置主体、交通の便)
- (2) 建物、設置、備品
- (3) 入園児童の状況
- (4) 保育時間、休園日
- (5) 給食
- (6) 徴収金
- (7) 職員の状況
- (8) その他

なお、8月～10月にかけて集計分析を行ない、本年12月頃発表する予定である。

無認可保育所実態調査概況

横浜市社協調

近年、保育所は市民生活に欠かせない重要な役割を占めつつあり、公立並びに私立認可保育所は日々に充実されつつあります。

(注・昭和45年9月1日現在、公立29、私立70、計99施設)



~~~切なる要望~~~

## 保育所給食を完全給食に

みどりの家愛児園長 安 部 龍 磐

保育所における給食は原則として副食給食であります。

小学校における給食は児童の発育を促進するため完全給食であります。

人間形成期と云われる保育児は、この完全給食こそ、小学校児童以上に必要ではないでしょうか。

ことに保育に欠ける児童を保育する保育所が主食持参の副食給食であると云う不合理な点を認識されずに今日放置されて給食の向上充実を指導されている関係当局、又完全給食を大きく要望しない保育園関係者の保育事業の意欲をうたがうものであります。

家庭は完全給食を希望しておりますが現在の保育制度の上からは勝手なことはできませんので、家庭の求めに応じて、毎日パン代をもらい購入して、給与して、いる施設も多くありますが、保母の労力と家庭の事情もあり全員と云うわけにもゆかず、公平に保育すべき保育が副食給食の現状では給食そのものに

訛然としないものを感じます。

主食を伴わない給食は、今日の時代では通用しない。主食の無い給食はカロリー計算が正確に出しにくいと思われます。

完全給食が制度化されれば、伝染病等の予防も完全に近いものとなり、母親の手数もはぶけ児童が同等の恩恵のもとで身心共に健全な発育が得られると思います。

この完全給食の制度化を国に強く要望すると共に、これが制度化まで神奈川県市の親心で助成されている1人1日10円の給食助成費に主食用パン代の加算して助成を願いたく思います。又、主食用パン代の半額を家庭負担残りの半額は助成の方法。

又措置費にふくまれている給食費1人1日40円は国の示されたカロリーに応じての給食単価と思われるので、財源的に助成の増額困難の場合は県市助成1日10円を主食用パン代に使用して完全給食移行を認めて頂きたい事を県当局にお願いするものであります。

## 昭和45年度における民間保育所に対する

### 法外扶助（市単）について

地方自治体とくに市町村の長は、保育所児童の措置権者であり、措置費支弁の責任者である。ところが全国的にみて国に対する施設関係団体の予算要求（予対活動）が先行して身近かな直接の行政機関である市町村に対する、地域関係者の要望や訴えは、地方都市財政弱体の実情を余りにも理解しすぎている為か、と角、国に要求するところが強い。県との関連もあり仲々むづかしい問題ではある。

しかし最近全国的にみて、自治体側の民間施設に対する財政措置が、その地域独自の形で扶助されていることは、大変結構なことであるが—本県の場合、積極的な保育行政への行、財

政策措施は「座談会」における、田中県児童課長の発言のとおりで、さすが福祉県神奈川といえる。

県下各都市においても県のこの前向きの施策に対応して「市単独扶助」により、その地域の民間保育所育成、助長に配慮がなされていることは他県に誇るところである。

この市単扶助のほか、いわゆる2人3脚方式による、県<sup>1</sup>補助、20項目に亘る助成は（資料末尾に添付）県内所在民間施設の財政面における「泉」と感謝している。

以下の資料は県下各地区委員より提供されたもので、勿論所定の調査票も用いず、集しゅう期間も短かい関係から、不十分ではあるが、ご参考ともなれば幸せである。なお、資料中の横浜市の扶助は、法外保育単価方式により、措置児童年令別により単価が制度されており、いわゆる県の<sup>1</sup>補助は、指定都市のため除外されている。

（横浜 ことぶき保育園 藤田保夫）

### 昭和45年度民間保育所に対する扶助状況（市単）

昭和45年9月1日現在

| 市名   | 施設数                             | 内 容                                                                                                                       | 単位                                                                          | 金額                                                                                                           | 備考                                                                                                                           |
|------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 横須賀市 | 私立 19<br>公立 8<br>計 27           | 施設育成費<br>保育園賠償責任保険料                                                                                                       | 1施設、年<br>1施設、年                                                              | 約 100,000円<br>予算 1,778,000円<br>保険料支払額の <sup>1</sup> 額                                                        |                                                                                                                              |
| 川崎市  | 私立 13<br>公立 47<br>乳児 10<br>計 60 | 私立保育所運営委託費<br>私立保育所育成委託費<br>関プロ大会出席旅費<br>寝具衛生委託費<br>職務奨励委託料<br>賠償責任保険料<br>日本学校安全会掛金<br>措置児健康診断料<br>措置児特別扶助費<br>措置児行事給食扶助費 | 13ヶ所、年<br>1ヶ所、年<br>1人<br>13ヶ所、年<br>職員 1人<br>措置児<br>措置児、年<br>・ 1人、月<br>・ 年8回 | 2,000,000円<br>10,000円<br>5,000円<br>500,000円<br>夏季 8,000円<br>年末 10,000円<br>全額負担<br>3,000円<br>600円<br>1回1人 60円 | (予算額)<br>2,000,000<br>130,000<br>500,000<br>3,080,000<br>36,000<br>37,000<br>468,000<br>7,467,000<br>498,000<br>計 14,226,000 |
| 平塚市  | 私立 7<br>公立 7<br>計 14            | 特別加給措置費<br>日本学校安全会掛金<br>職員慰労金                                                                                             | 児童1人、月<br>一般<br>生保適用<br>職員1人                                                | 150円<br>33円<br>6円<br>夏季 4,000円<br>年末 5,000円                                                                  |                                                                                                                              |

| 市名   | 施設数                   | 内 容                                                                                           | 単 位                                                     | 金 額                                                                                                     | 備 考                          |
|------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 鎌倉市  | 私立 3<br>公立 3<br>計 6   | 報 償 金<br>年 末 慰 問 品<br>運動会、映画会<br>慰 問 品<br>学校安全会災害共済負担金<br>民間経営助成金                             | 職 員 1人<br>措置児 1人<br>、年<br>、月                            | 3,000円<br>150円<br>65円<br>一般 33円<br>生保児童 6円<br>150円                                                      | 年末のみ<br>年末のみ                 |
| 藤沢市  | 私立 6<br>計 13          | 委 託 奨 励 費<br>保母給食指導員<br>慰 勞 金<br>臨時費（建築費）<br>民間施設新築にあたり低借地料で貸付け                               | 児童1人、月<br>保母1人月25日<br>1回5円<br>職 員 1人                    | 500円<br>125円<br>夏季 5,000円<br>年末 10,000円                                                                 | 県と同額の貸付<br>昭和44・45年度<br>1カ所分 |
| 小田原市 | 私立 20<br>公立 8<br>計 28 | 特 別 加 納 金<br>日本学校安全会掛金<br>賠償責任保険料<br>県福利協会掛金<br>保母等慰労金<br>保育会補助<br>保母会補助<br>現任講習会補助<br>保育大会補助 | 児童1人、月<br>児童全員、年<br>、年<br>職員数、月<br>、年<br>、年<br>、年<br>、年 | 250円<br>全額補助<br>掛金の $\frac{1}{2}$<br>夏季 4,500円<br>年末 9,000円<br>40,000円<br>50,000円<br>60,000円<br>50,000円 |                              |
| 茅ヶ崎市 | 私立 5<br>公立 3<br>計 8   | 日本学校安全会掛金<br>職 員 慰 勞 金<br>建物整備費補助                                                             | 児童1人、年<br>般<br>生保適用<br>職 員 1人<br>1施設                    | 33円<br>6円<br>夏季 8,000円<br>年末 10,000円<br>100,000円<br>限度                                                  | 補助                           |
| 逗子市  | 私立 2<br>公立 1<br>計 3   | 施設委託児奨励費<br>学校安全会掛金<br>措置児委託奨励費                                                               | 職 員 1人<br>児童1人、年                                        | 7,000円<br>一般 33円<br>生保 6円<br>100円                                                                       | 夏季 3,000円<br>年末 4,000円       |

| 市名   | 施設数   | 内 容                          | 単 位                          | 金 額               | 備 考                                                                                                                        |
|------|-------|------------------------------|------------------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 相模原市 | 私立 12 | 助 成 金                        | 児童1人、月                       | 474 円             |                                                                                                                            |
|      | 公立 5  | 学校安全会掛金                      | 児童1人、年                       | 一般 33 円<br>生保 6 円 |                                                                                                                            |
|      |       | 保育園賠償責任保険料                   | 全施設                          | 全児童加入             |                                                                                                                            |
|      |       | よい子の劇場バス<br>送迎費              | 全児童                          |                   | 年間 600,000 円                                                                                                               |
|      |       | 保母会補助                        | 研修会等                         | —                 | 年間 30,000 円                                                                                                                |
|      |       | 保母体育大会補助                     | バス借上料                        | —                 | 年間 52,000 円                                                                                                                |
|      |       | 予防接種委託料                      | ツ反、B C G                     | —                 | 年間 90,000 円                                                                                                                |
|      | 計 17  | 保育園舎建設費助成                    | 鉄筋m <sup>2</sup><br>34,700 円 | —                 | 県と同額程度に改正<br>予定                                                                                                            |
| 横浜市  | 私立 70 | ①予備保母配置                      | 月(1人につき)                     | 30,173 円          | 0才児 6:1<br>1才児 12:1<br>2才児 30:1<br>3才児 60:1<br>4才児 120:1<br>交付基準に定められた<br>保母と同様                                            |
|      | 公立 29 | ②保健衛生費                       | 職員1人、月                       | 150 円             |                                                                                                                            |
|      |       | ③給食指導費                       | 保母1人、月                       | 550 円             |                                                                                                                            |
|      |       | ④通勤手当加算                      | 職員1人、年                       | 5,370 円           |                                                                                                                            |
|      |       | ⑤旅費加算                        | " "                          | 1,592 円           |                                                                                                                            |
|      |       | ⑥超勤手当加算                      | 所長月3.5時間<br>保母月4.5時間         |                   |                                                                                                                            |
|      | 計 99  | ⑦保育園賠償責任<br>保険料負担金           | 1施設 年                        | 定員規模別<br>所定割      | 60人まで 4,000 円<br>90人 " 4,750 円<br>120人 " 6,000 円<br>150人 " 7,500 円<br>180人 " 9,000 円<br>210人 " 10,500 円<br>240人 " 12,000 円 |
|      |       | ⑧市社協従事者共済<br>事業加入費事業主<br>負担金 | 職員給与の<br>2%                  | 所要額               |                                                                                                                            |
|      |       | ⑨庁費加算                        | 職員1人、年                       | 9,000 円           |                                                                                                                            |
|      |       | ⑩臨時調理人雇用費                    | 定員91人以<br>上(被服手当<br>を含む)     | 定員規模別<br>所定割      | 120人まで 12,000 円<br>150人 " 15,000 円<br>180人 " 18,000 円<br>210人 " 21,000 円<br>240人 " 24,000 円                                |
|      |       | ⑪嘱託医手当                       | 月、1人                         | 2,000 円           |                                                                                                                            |
|      |       | ⑫特別保育費                       | 児童1人、月                       | 40 円              |                                                                                                                            |
|      |       | ⑬給食費                         | "                            | 220 円             |                                                                                                                            |
|      |       | ⑭暖房費                         | "                            | 20 円              |                                                                                                                            |

| 市名 | 施設数 | 内 容          | 単 位              | 金 額                                    | 備 考                  |
|----|-----|--------------|------------------|----------------------------------------|----------------------|
|    |     | ①研 修 費       | 職員 1 人           | 夏季10,000円<br>年末20,000円                 |                      |
|    |     | ②夏季休暇代替職員雇用費 | 職員 1 人 1 日<br>代替 | 1,000 円                                |                      |
|    |     | ③被 服 費       | ・                | 1,200 円                                |                      |
|    |     | ④施 設 整 備 費   | 対象別<br>限度額       | 500,000 円<br>150,000 円 の各<br>900,000 円 | 附帯設備<br>建物整備<br>宿舎整備 |

保育所等運営費補助  
(神奈川県) (2) 各市補助

| 区 分               | 補 助 単 価                        | 算 定 式                                                                                                              |
|-------------------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1.民間保育所等<br>経営調整費 | 保 育 所<br>有 資 格 者<br>無 資 格 者    | 基本分保育単価の事務<br>費の 10 %相当額<br>月額 32,000 円以内<br>月額 26,000 円以内                                                         |
| 2.保母雇用費           | 施 設 長<br>保 母                   | 月額 32,000 円以内×対象職員数<br>月額 26,000 円以内×対象職員数<br>1施設につき 1 人を限度とし、臨<br>時的給与については、1人年 4.5<br>ヶ月分(月額補助限度額×4.5)<br>以内とする。 |
| 3.長時間保育費          |                                | 170 円×(施設長×3 時間以内)<br>内 + (保母数×7 時間以内)                                                                             |
| 4.乳児保育<br>奨励費     |                                | 2,000 ×各月初日在籍の 2 才未<br>満児及び 2 才移行児数                                                                                |
| 5.調理員雇用費          | 児童定員 90 人<br>以上 149 人以<br>内の施設 | 月額 9,000 円以内×対象職員数                                                                                                 |
| 6.給食指導費           |                                | 440 円×対象職員数                                                                                                        |
| 7.給食助成費           |                                | 220 ×各月初日在籍の A 階層 から<br>D 階層中第 1 階層までに属する措置<br>児童数                                                                 |
| 8.採 暖 費           |                                | 20 円×各月初日の在籍措置児童数                                                                                                  |

保育所設置数 (45.8.1現在)

|             |        |       |
|-------------|--------|-------|
| 神奈川県 公立 129 | 私立 116 | 計 245 |
| 横浜市 公立 29   | 私立 70  | 計 99  |
| 合 計 公立 158  | 私立 186 | 計 344 |

## 神奈川県（横浜市を含む）職員処遇

### 改善委員会のとりくみ方について

昭和46年度を目途とする、この緊急課題に対して、全国各地域で活発な活動と実践が進められているが、最近東京都ほか、主要府県での研究、実践の状況は注目に値するものがある。

本県社協においても、いち早く取りくみ

#### (1) 経過

昭和40年春

「処遇並びに身分保証に関する問題」研究委員会がもたれ、給与問題を中心に、研究、報告がなされた。

昭和40年秋

県社会福祉大会の要望に基づき、県当局より研究費が補助された。

昭和41年

民間社会福祉事業従事者実態調査実施

昭和42年2月

民間社会福祉事業従事者退職金制度についての研究、報告書が発表された。

昭和42年12月

給与体系要綱（試案）作成完了。標本抽出調査（23施設）実施

昭和43年10月

民間社会福祉事業従事者処遇改善に関する委員会発足

昭和43年11月22日

県社協会長より県知事あて陳情（県費予算要求）

- (1) 県単独の調整費の設定
- (2) 全社会福祉施設に一定の割合の基準外職員の設置助成
- (3) 従事者のための宿舎建設費補助の大巾な増額

なおこの陳情に対する県当局の理解ある措置は、例えば(1)、については昭和44年度調整費は事務費の5%、45年度においては倍増の10%、その他の項目についても相当額の財政措置がなされた。

県社協のこの委員会の扱った内容は

1. 民間社会福祉施設職員給与体系要綱の検討
2. 給与体系要綱案に定める給料表に調査結果現給の比較換算（別表略）
3. その結果生ずる必要経費総額の算定
4. その他

一般職給料表、専門職 A、B 給料表。給料表の適用及び格付基準表、初任給基準表、経験年数換算表

以上が県社協における委員会の研究、実践の経過である。

(2) 昭和45年度のとりくみ方

県社協における問題別委員会としての「民間社会福祉事業従事者処遇改善委員会の研究報告に基づき、本年度横浜市を含めて、県社協施設部会内に処遇改善委員会の発足をみた。

先ず、手がかりとして昭和44年10月実施した。「職員給与実態調査」の分析、検討とこれに対応する施策の企画立案を行なった。

今後のすすめ方について数多くの問題が提案、論議されたが、業種別に労務給与に精通した委員及び県外かく団体の特別委員を加えた小委員会により着々作業が進められ、8月下旬までに次の事項にまで検討された。

1. 委員会設置要領により、目的、組織、職務等、体制づくりができた。

2. 昭和43年度処遇改善委員会報告書の検討

3. 県社協各分科会の職員給与実態調査集計資料の検討

4. 関係機関、団体の給料表及び給与規程の検討

5. 給与規程・給料表及び就業規定の作成のための検討

以上目下、暑休を返上して県関係機関の諸規程を参考に準則作成作業に取り組んでいる。

(3) 県、市保育分科会、職員処遇改善調査集計表の概況（昭和44.10.31日現在）

イ. 平均給与は全般的に低すぎる

ロ. 施設ごとの給与が、マチマチで定昇を前提とした共通の給料表の枠に組み入れるのはかなり困難で、職員の給与再計算が必要である。初任給、又は雇入れ給与は、採用時の需給情況に応じて決められているようである。

(1) 現施設における平均勤務年数

| 県市<br>職種<br>年数 | 県(836名) |      |        | 市(500) |     |        |
|----------------|---------|------|--------|--------|-----|--------|
|                | 最高      | 最低   | 平均     | 最高     | 最低  | 平均     |
| 施設長            | 38年     | 1年未満 | 12年8ヶ月 | 46年    | 3年  | 22年    |
| 主任保母           | 38      | ■    | 9年5ヶ月  | 31     | 0.6 | 14年6ヶ月 |
| 有資格保母          | 43      | ■    | 4年1ヶ月  | 25     | 0.4 | 4年5ヶ月  |
| 無資格保母          | 51      | ■    | 2年8ヶ月  | 29     | 1   | 2年1ヶ月  |
| 雇用人            | 45      | ■    | 5年     | 35     | 0.4 | 6年8ヶ月  |
| その他の職員         | 22      | ■    | 5年5ヶ月  | 35     | 1   | 11年    |

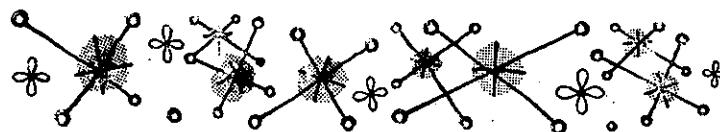
(2) 実態平均給与 (本俸のみ)

| 職種<br>給与 | 県 (836名) |         |         | 市 (500名) |        |         |
|----------|----------|---------|---------|----------|--------|---------|
|          | 最高       | 最低      | 平均      | 最高       | 最低     | 平均      |
| 施設長      | 85,100円  | 12,000円 | 39,103円 | 88,828円  | 0円     | 39,573円 |
| 主任保母     | 52,800   | 23,000  | 31,810  | 66,600   | 16,600 | 33,589  |
| 有資格保母    | 38,100   | 18,500  | 26,002  | 37,700   | 18,500 | 27,411  |
| 無資格保母    | 33,700   | 16,500  | 21,682  | 35,000   | 15,500 | 23,070  |
| 雇用人      | 32,000   | 12,000  | 20,107  | 42,900   | 5,000  | 21,562  |
| その他の職員   | 44,500   | 5,000   | 20,250  | 33,000   | 3,000  | 17,116  |

- ◎ 職種別、学歴別表（略）
- ◎ 現施設における職種別、勤務年数別表（略）
- ◎ 職種別、本俸給与別表（略）

以上、処遇改善委員会小委員会の活動状況の過程報告であり、委員会の正式な報告でないことを申し添えます。

(担当 横浜 藤田)



## 編集後記

残暑お見舞い申し上げます。

第14回全国保育研究協議会、天下の箱根で開かれました。

みどりの木々、清浄な空気の下、真の“小田原評定”の成果を期待したい。

本誌に寄せられた県、市、首長のごあいさつ。県下各地からの記事山積に、不馴れた編集子なるがゆえ、ご期待に添えず、とまどう。

戦後25年「神奈川の保育の歩み」先輩各位のご労苦、目にみえて頭が下る思い。

児童福祉法の理想と現実のギャップ。国に先導する県の役割、市町村との2人3脚方式による財政的援助、神奈川の保育は実に明るい。

しかし一過密対策、公害、事故、0才児保育、長時間保育、企業体保育、保母専門職化、中教審試案をめぐる問題、施設近代化運営管理等々、前途多難な途がづく。

“子どもたちのいのちと、生活をまもりより豊かな環境とするために、全国の皆様のご自愛と今後のご活躍を切に祈る。

(藤田)



### ～～～保育かながわ 第9号～～～

印刷日 昭和45年9月3日  
発行日 昭和45年9月3日  
題字 内山岩太郎・書  
発行人 横浜市神奈川区桐畑14  
神奈川県社会福祉協議会内  
神奈川県保育会  
委員長 望月正道  
編集人 神奈川県保育会編集委員会  
(代表) 小池  
印刷所 湘南アフターカ協会 印刷科  
TEL横須賀(2) 2824